

令和5年5月8日

保護者各位

明秀学園日立高等学校

校長 埴 定之

5類感染症移行後の新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

向夏の候、日頃から本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付で法律上の5類感染症に移行するため、標記について、国・県の通知に基づき、5月8日以降は下記の通り進めてまいりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 出席停止について

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の出席停止期間は、原則として、「発症日の翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。出席停止申請には、保護者が本校HPにある「学校感染症治療報告書」に必要事項を記入し、登校時に生徒に持参させてください。

(2) 濃厚接触者の取扱いがなくなることから、従来の濃厚接触者としての出席停止はありません。

2. 学級閉鎖の基準について

原則として、学級内で新型コロナウイルス感染が疑われる欠席率（早退を含む）が20%に達した場合に学級閉鎖とします。

3. ご家庭へのお願いについて

(1) これまでお願いしていた毎朝の検温は任意といたしますが、登校前にお子様の健康観察をお願いいたします。

(2) 発熱、喉の痛み、咳など、普段と異なる症状がある場合は、無理をして登校せず、自宅で休養するようお願いいたします。ただし、これらの理由で欠席する場合は、出席停止になりません。

4. 学校での対応について

(1) 学校において、生徒の健康状態の把握、適切な換気、手指衛生や咳エチケットの指導を引き続き行います。

(2) 昼食時の机の配置は、適切な換気を確保すれば、対面にすることも可能とします。

(3) 学校教育活動では、マスクの着用を求めないことを基本とし、マスク着用の有無による差別や偏見等がないよう、引き続き適切に指導を行います。教職員のマスク着用も基本的に任意とします。

5. その他

感染拡大の恐れがある場合は、活動の場面に応じて、一時的に「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることなどの対策を講じます。

以上